

新旧対照表

別紙 7-22

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>II 記載要領及び留意事項 関 稅 法 関 係</p> <p>輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用） (C-5020)</p> <p>II 輸入（納税）申告書の記載要領 <申告書の中段のうち、関税に関する欄の記載要領></p> <p>「統計細分」欄には、「輸入統計品目表」に定める細分番号（3けた）を記載する。</p> <p>なお、申告貨物が再輸入品の場合には、細分番号（3けた）の末尾に統計基本通達 25-7（再輸出入品識別符号）に定められた識別符号「Y」を記載する。また、<u>次の表に掲げる申告貨物の種類に該当する場合には、提出書類の種類に応じ、それぞれ同表に定める識別符号を細分番号（3けた）の末尾に記載する。</u></p>	<p>II 記載要領及び留意事項 関 稅 法 関 係</p> <p>輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用） (C-5020)</p> <p>II 輸入（納税）申告書の記載要領 <申告書の中段のうち、関税に関する欄の記載要領></p> <p>「統計細分」欄には、「輸入統計品目表」に定める細分番号（3けた）を記載する。</p> <p>なお、申告貨物が再輸入品の場合には、細分番号（3けた）の末尾に統計基本通達 25-7（再輸出入品識別符号）に定められた識別符号「Y」を記載する。また、<u>申告貨物がEPA税率（関税法基本通達3-2（条約に基づく税率の適用）の(2)に規定する税率をいう。以下同じ。）のうち同通達68-5-0の(28)に規定するアセアン包括協定によるEPA税率以外のEPA税率を適用する場合には、細分番号（3けた）の末尾に識別符号「F」を、アセアン包括協定によるEPA税率を適用する場合には、細分番号（3けた）の末尾に識別符号「H」を記載する。ただし、EPA税率のうち、経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成17年政令第35号）に基づき、経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品の当該譲許の便益を適用する場合には、細分番号（3けた）の末尾に「F」の記載に代えて識別番号「K」を記載する。</u></p>

新旧対照表

別紙 7-22

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前	
申告貨物の種類	記載する識別符号			
	提出書類の種類		原産地 証明書	原産品 申告書
①EPA 税率を適用する場合 (②又は③に該当する場合を除く。) 又は関税暫定措置法施行令第 18 条の 2 の規定に基づく確認を受ける物品である場合	F	N		
②アセアン包括協定による EPA 税率を適用する場合	H	二		
③EPA 関税割当制度による税率を適用する場合	K	Q		

(注 1) 「EPA 税率」とは、関税法基本通達 3-2 (条約に基づく税率の適用) の(2)に規定する税率をいう。

(注 2) 「EPA 関税割当制度による税率」とは、経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令 (平成 17 年政令第 35 号) に基づき、経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品の当該譲許の便益を適用する場合の税率をいう。

新旧対照表

別紙 7-22

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>製造用原料品・輸出貨物製造用原料品製造工場承認申請書 (T-1070)</p> <p>「<u>製造工場に入る減免税又は譲許の便益適用原料品の品名</u>」欄には、関税の<u>軽減</u>、<u>免除</u>又は<u>譲許の便益の適用</u>を受けて、配合飼料等の製造に使用しようとする輸入原料品の品名（例えば、「とうもろこし」、「変性糖みつ」、「小麦」）を記載する。</p>	<p>製造用原料品・輸出貨物製造用原料品製造工場承認申請書 (T-1070)</p> <p>「<u>製造工場に入る減免税原料品の品名</u>」欄には、関税の<u>軽減</u>又は<u>免除</u>を受けて、配合飼料等の製造に使用しようとする輸入原料品の品名（例えば、「とうもろこし」、「変性糖みつ」）を記載する。</p>
<p>製造用原料品・輸出貨物製造用原料品と同種の他の原料品との混用承認申請書 (T-1110)</p> <p>特例申告貨物にあっては、「<u>減免税又は譲許の便益適用輸入原料品</u>」欄のうち、「<u>輸入許可の年月日及び許可番号</u>」欄に、特例申告書の提出年月日及びその特例申告書の番号をかっこ書で併記する。</p>	<p>製造用原料品・輸出貨物製造用原料品と同種の他の原料品との混用承認申請書 (T-1110)</p> <p>特例申告貨物にあっては、「<u>減免税輸入原料品</u>」欄のうち、「<u>輸入許可の年月日及び許可番号</u>」欄に、特例申告書の提出年月日及びその特例申告書の番号をかっこ書で併記する。</p>
<p>飼料製造用原料品による製造終了届 (T-1130)</p> <p>「<u>歩留計算表</u>」欄のうち、「<u>使用免税・譲許の便益適用原料品名</u>」欄には、当該製造に使用したすべての製造用免税原料品<u>及び</u><u>製造用譲許の便益適用原料品</u>（以下「<u>免税等原料品</u>」という）の品名を記載する。</p>	<p>飼料製造用原料品による製造終了届 (T-1130)</p> <p>「<u>歩留計算表</u>」欄のうち、「<u>使用免税原料品名</u>」欄には、当該製造に使用したすべての製造用免税原料品（以下「<u>免税原料品</u>」という）の品名を記載する。</p>

新旧対照表

別紙 7-22

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>「理論含有量 実使用数量」 欄には、分子には、「製造終了届明細表」に設けられて いる「製造用原材料」の「理論含有量」欄記載数値の各免税等原材料別集計 値を計上する。分母には、棚卸し方式により確定した各免税等原材料別実使 用高を計上する。</p> <p>なお、棚卸し方式とは、各免税等原材料の月間実使用数量を、それぞれ</p> $\left(\begin{array}{l} \text{前月棚卸時確定} \quad \text{前月棚卸時確定} \quad \text{免税等原} \\ \text{した免税等原料} + \text{した免税等原料} + \text{料品の当} \\ \text{品在庫数量} \quad \text{品仕掛数量} \quad \text{月受入数} \end{array} \right)$ <p>- $\left(\begin{array}{l} \text{当月棚卸時確定} \quad \text{当月棚卸時確定} \\ \text{した免税等原料} + \text{した免税等原料} \\ \text{品在庫数量} \quad \text{品仕掛数量} \end{array} \right)$</p> <p>= $\left(\begin{array}{l} \text{当月製造された全銘柄製品の製造} \\ \text{に使用された免税等原材料の実使} \\ \text{用高} \end{array} \right)$</p> <p>の計算式により算出把握する方法をいい、棚卸しの際の在庫数量及び仕掛数 量の確定方法は、次のとおりである。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 半製品及び仕掛品</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 半製品タンク内の仕掛品は、空間検尺により算出した数量から、そ れぞれの配合割合によって各免税等原材料別数量を算出する。例えば</p>	<p>「理論含有量 実使用数量」 欄には、分子には、「製造終了届明細表」に設けられて いる「製造用原材料」の「理論含有量」欄記載数値の各免税原材料別集計値 を計上する。分母には、棚卸し方式により確定した各免税原材料別実使用高 を計上する。</p> <p>なお、棚卸し方式とは、各免税原材料の月間実使用数量を、それぞれ</p> $\left(\begin{array}{l} \text{前月棚卸時確} \quad \text{前月棚卸時確} \quad \text{免税原料} \\ \text{定した免税原} + \text{定した免税原} + \text{品の当月} \\ \text{料品在庫数量} \quad \text{料品仕掛数量} \quad \text{受入数量} \end{array} \right)$ <p>- $\left(\begin{array}{l} \text{当月棚卸時確} \quad \text{当月棚卸時確} \\ \text{定した免税原} + \text{定した免税原} \\ \text{料品在庫数量} \quad \text{料品仕掛数量} \end{array} \right)$</p> <p>= $\left(\begin{array}{l} \text{当月製造された全銘柄製品の} \\ \text{製造に使用された免税原材料} \\ \text{の実使用高} \end{array} \right)$</p> <p>の計算式により算出把握する方法をいい、棚卸しの際の在庫数量及び仕掛け 数量の確定方法は、次のとおりである。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 半製品及び仕掛け品</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 半製品タンク内の仕掛け品は、空間検尺により算出した数量から、そ れぞれの配合割合によって各免税原材料別数量を算出する。例えば</p>

新旧対照表

別紙 7-22

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(仕掛半製品の数量) × (とうもろこしの配合%) = (とうもろこしの仕掛け数量)</p> <p>「製品出来高」 欄には、分子には、「製造終了届」に設 使用した全原料品合計数量</p> <p>けられている「製品」の「数量」欄記載の数値を計上する。分母には、「製造終了届」下欄の（「免税・譲許の便益適用原料品合計使用数量」欄記載数量+「免税・譲許の便益適用原料品以外の原料品合計使用数量」欄記載数量）の数値を計上する。</p> <p>「製造用原料品」欄のうち、「輸入許可番号」ほかの各欄には、棚卸しにより確定した各免税等原料品の実使用数量を先入先出方式により、既に搬入されている古い輸入許可荷口分から順次使用したことにして、各免税等原料品ごとに大別して列記する。</p> <p>「免税・譲許の便益適用原料品合計使用数量」欄には、棚卸し方式により確定した各免税等原料品の当月使用数量を合計した数値を計上する。この数値は、製造終了届中、「製造用原料品」の「数量」欄記載数値の集計値とも一致する。</p> <p>「免税・譲許の便益適用原料品以外の原料品合計使用数量」欄には、当該製造終了届出中欄「混じて使用した同種又はその他の原料品」の「数量」欄記載数値の合計値を計上する。</p>	<p>(仕掛半製品の数量) × (とうもろこしの配合%) = (とうもろこしの仕掛け数量)</p> <p>「製品出来高」 欄には、分子には、「製造終了届」に設 使用した全原料品合計数量</p> <p>けられている「製品」の「数量」欄記載の数値を計上する。分母には、「製造終了届」下欄の（「免税原料品合計使用数量」欄記載数量+「免税原料品以外の原料品合計使用数量」欄記載数量）の数値を計上する。</p> <p>「製造用原料品」欄のうち、「輸入許可番号」ほかの各欄には、棚卸しにより確定した各免税原料品の実使用数量を先入先出方式により、既に搬入されている古い輸入許可荷口分から順次使用したことにして、各免税原料品ごとに大別して列記する。</p> <p>「免税原料品合計使用数量」欄には、棚卸し方式により確定した各免税原料品の当月使用数量を合計した数値を計上する。この数値は、製造終了届中、「製造用原料品」の「数量」欄記載数値の集計値とも一致する。</p> <p>「免税原料品以外の原料品合計使用数量」欄には、当該製造終了届出中欄「混じて使用した同種又はその他の原料品」の「数量」欄記載数値の合計値を計上する。</p>

新旧対照表

別紙 7-22

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>＜飼料製造用原料品による製造終了届明細表の記入要領＞</p> <p>「製造用原料品」欄のうち</p> <p>「品名」欄には、当該銘柄製品の製造に使用した各免税<u>等</u>原料品の品名を記載する。</p> <p>なお、記載に際しては、輸入許可書ごとに区別する必要はない。</p> <p>「理論含有量」欄には、(当該銘柄製品出来高) × (各免税<u>等</u>原料品の配合率) の計算式により、各免税<u>等</u>原料品ごとに算出した数値を記載する。</p> <p>「混じて使用した同種又はその他の原料品」欄のうち</p> <p>「品名」欄には、当該銘柄製品の製造に使用した「免税<u>等</u>原料品以外の原料品」を類別で記載する。</p> <p>なお、その記載要領は、製造終了届の「混じて使用した同種又はその他の原料品」欄に準ずる。</p> <p>「理論含有量」欄には、(当該銘柄製品出来高) × (「免税<u>等</u>原料品」以外の各原料品の配合率) の計算式により、それぞれ算出した数値を記載する。</p>	<p>＜飼料製造用原料品による製造終了届明細表の記入要領＞</p> <p>「製造用原料品」欄のうち</p> <p>「品名」欄には、当該銘柄製品の製造に使用した各免税原料品の品名を記載する。</p> <p>なお、記載に際しては、輸入許可書ごとに区別する必要はない。</p> <p>「理論含有量」欄には、(当該銘柄製品出来高) × (各免税原料品の配合率) の計算式により、各免税原料品ごとに算出した数値を記載する。</p> <p>「混じて使用した同種又はその他の原料品」欄のうち</p> <p>「品名」欄には、当該銘柄製品の製造に使用した「免税原料品以外の原料品」を類別で記載する。</p> <p>なお、その記載要領は、製造終了届の「混じて使用した同種又はその他の原料品」欄に準ずる。</p> <p>「理論含有量」欄には、(当該銘柄製品出来高) × (「免税原料品」以外の各原料品の配合率) の計算式により、それぞれ算出した数値を記載する。</p>
関 稅 暫 定 措 置 法 関 係	関 稅 暫 定 措 置 法 関 係
<p><u>製造用原料品譲許の便益の適用明細書（P-1100）</u></p> <p>「<u>譲許の便益の適用を受けようとする原料品</u>」欄には、この明細書を添付する輸入（納税）申告書に記載されている品名、数量を記載する。</p> <p>「<u>製造の期間</u>」欄には、関税暫定措置法第9条の2第1項に係る譲許の便益の適用を受けようとする原料品による製造の期間を記載する。</p>	<p>(新規)</p>

新旧対照表

別紙 7-22

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。